

# ハイエクとの比較における ミュルダールの福祉国家論

藤 田 菜々子

## I. 問題の所在——ミュルダールとハイエク

現代の福祉国家やその経済政策についての評価は、経済思想史的には「ケインズ対ハイエク」という対立図式の延長でしばしば語られてきた<sup>1)</sup>。しかし、ケインズ存命の時期は福祉国家の形成期に当たる20世紀前半までであり、彼の考察は福祉国家の成熟や揺らぎには及ばなかった。

本稿では、現代福祉国家の経済思想を再検討する目的において、「ミュルダール対ハイエク」という、もう一つの対立図式について考察する。ミュルダール(1898-1987年)とハイエク(1899-1992年)は同年代の論客であり、1974年に「ノーベル経済学賞」を共同受賞したことで広く知られる。しかし、その出来事はこれまで物議を醸してきた。というのも、両者の問題関心の変遷と拡大には大きく共通性があったが、福祉国家への評価に顕著に表れるような両者の政治的態度に関しては、論敵関係をほぼ自明視されてきたからである。

たとえば、ミュルダールの娘で倫理学者となったシセラ・ボクは、共同受賞決定時の両者の様子をこう語った。「このように賞を分け合うことは、おそらくグンナー〔・ミュルダール〕にとっても、ハイエクにとっても、同程度に冷や水を浴びせられたようなものだっただろう。両者は政治的見地からして両極端に位置していた」(Bok 1991, 305, [ ]内は引用者による、以下

---

\* 本稿は、経済学史学会第77回全国大会(2013年5月25日、関西大学)におけるセッション「現代福祉国家思想の再検討」での藤田菜々子による同名の報告「ハイエクとの比較におけるミュルダールの福祉国家論」に基づいている。紙幅の制約から『大会報告論集』ではごく簡潔にしか言及できなかった諸論点、ならびに、報告・質疑応答時に加えた諸論点について、加筆した。セッション組織者の橋本努氏(北海道大学教授)、もう一人の報告者の吉野裕介氏(京都大学研究員)、討論者の橋本祐子氏(九州産業大学准教授)と柴山桂太氏(滋賀大学准教授)、そしてフロアの皆様に改めて感謝する。さらに、本稿はアトラス財団および京都大学の支援を受けた研究会(2013年12月13日、京都大学)において有益なコメントを得ることができ、投稿後に一部改訂された。議論を交わした6名のハイエク研究者に感謝する。

1) ケインズとハイエクの対立図式に関する最近の研究としてWapshott(2011)や松原(2011)を参照。

同).

あるいは、ハイエクについての研究書の中で、エーベンシュタインは、フリードマンの言葉をこう紹介している。「ノーベル賞が経済学の分野に設立されたとき、ノーベル財団のルールは、以後5年間はスウェーデン人に賞を授与しないということだった。この年〔1974年〕は6年目だった。彼らはひどくミュルダールに賞を与えたがった。しかし、ミュルダールは政治的に左に位置していたので、ここからは書面的な証拠のない私の推測であるが、彼らは大きな批判にさらされると考え、ミュルダールとハイエク、つまり左と右とを一緒にして、批判を相殺しようとしたのだ」(Ebenstein 2001, 訳 262-263)。

さらに、最近のトーマス・キャリアーによる『ノーベル経済学賞の40年』ではこう述べられている。「ノーベル賞の科学部門の受賞者の間には、理論的な矛盾はまず存在しないものだが、経済学部門では矛盾が決して珍しくない。最たる例は1974年だ」(Karier 2010, 訳 30)。

このように、ミュルダールとハイエクの思想は、「水と油」のように相容れないものと語られてきた。しかし、実際のところ、両者は直接的に論戦したことがなく、福祉国家についての二人の意見がどの論点でどの程度異なってきたのかは、ほとんど明らかにされてきていない。福祉国家の本質と現代における福祉国家研究の方向性を問うためにも、これら深い洞察力をもつ二人の経済学者による福祉国家論を比較することは意義をもつだろう。

## II. ミュルダールとハイエクの福祉国家論——諸論点の比較

ミュルダールとハイエクの福祉国家論を比較するにあたり、まずは両者の研究経過を大まかに把握しておこう(表1参照)。

ミュルダールは1927年に指導教官であったカッセルの理論の動態化に関する論文で博士学

表1 ミュルダールとハイエクの研究経過——主要著作の対比

	ミュルダール (1898-1987)	ハイエク (1899-1992)
1920年代	カッセル理論の動態化 (1927)	『貨幣理論と景気循環』 (1929)
1930年代	『経済学説と政治的要素』 (1930) 『貨幣的均衡』 (1931・33・39) 政府予算案付録 (1933) 『人口問題の危機』 (1934)	『価格と生産』 (1931) 『貨幣理論への貢献』 (1933)
1940年代	『アメリカのジレンマ』 (1944)	『隷属への道』 (1944)
1950年代	『経済理論と低開発地域』 (1957)	
1960年代	『福祉国家を越えて』 (1960) 『アジアのドラマ』 (1968)	『自由の条件』 (1960)
1970年代	『反主流の経済学』 (1973)	『法と立法と自由』 (1973・76・79)
1980年代		『致命的な思いあがり』 (1988)

位を取得している。その後、同じスウェーデン人経済学者で、すでに1926年に亡くなってはいたが、経済理論と社会改革の道筋に大きな影響を残し続けていたクヌート・ヴィクセルの理論の研究に移った。1920年代から30年代前半において、ミュルダールとハイエクは貨幣的景気循環理論の研究分野でヴィクセルに依拠する共通した考えをもっていた。この時期には直接的な接点もある。それは、ミュルダールの英語での著作『貨幣的均衡』（初版1939年）に直結することになるドイツ語版論文が、ハイエクの編著『貨幣理論への貢献』（初版1933年）に収録されたことである。当時、両者はしばしば文通し、協力関係にあった（藤田2011）。

しかしこれ以降、両者の研究人生は、対照的かつ対称的な軌跡を描いていく。

ミュルダールは1929年から30年にかけて、ロックフェラー奨学生としてアメリカに滞在し、その地で大恐慌に直面した。それを機に政治活動に目覚めたミュルダールは、約一年間スイス・ジュネーブの大学院大学で教鞭を取った後に帰国し、スウェーデン社会民主労働党（以下、社民党とする）に入党した。まもなくスウェーデンでは政権交代が起こり、1932年から1976年まで社民党の長期政権となる。彼は大蔵大臣に依頼されて1933年に政府予算案付録を作成したが、それは不況時の拡張的財政政策を提言するものであり、「ケインズ以前のケインズ的政策」として知られる。また、当時の出生率低下問題に対して1934年に夫妻共著で『人口問題の危機』を刊行し、スウェーデンに普遍主義的福祉の理念を定着させた。さらに、第2次世界大戦中に取り組んだアメリカの黒人差別問題調査の成果を1944年に『アメリカのジレンマ』として発表し、そこで新たに「制度派経済学者」のスタンスを示した<sup>2)</sup>。それに対し、ケインズ革命後、経済理論の分野で影響力を大きく失うことになったハイエクは、1944年に『隷属への道』を刊行するに至った。社会主義とともに福祉国家もまた、「隷属への道」にあると批判した著作であり、とくにアメリカで広く読まれた。

1930年代から第2次世界大戦中において、福祉国家に関するミュルダールとハイエクの態度は対照的となったといえよう。ミュルダールがスウェーデン福祉国家の形成に経済政策と福祉政策を通じて深く関与したのに対し、ハイエクは福祉国家の代表的批判者の一人として知られるようになった。しかしながら、この時期のハイエクに「転換問題」が議論されるように、ミュルダールもまた同時期に、研究対象を人間の心理や社会の制度といったものに拡張させ、「制度派経済学者」となった。両者は対称的に分析領域を拡張したということもできる。

戦後、1950年代に入ると、ミュルダールは世界を論じるようになった。1947年から国連欧州経済委員会の委員長となったことで、彼の視野は広がった。『経済理論と低開発地域』（1957年）では、世界の不平等・格差問題が取り上げられた。1960年には、「スウェーデン・モデル」<sup>3)</sup>の確立を背景に、彼のまとめた福祉国家論を示す『福祉国家を越えて』が刊行された。さらに、

2) 『アメリカのジレンマ』付録2・3において、「価値前提の明示」の方法論と累積的因果関係の理論が示された。それらの方法論的・理論的枠組みの確立において「制度派経済学者」としてのミュルダールの経済学が特徴づけられる。詳細は藤田（2010）を参照。

ミュルダールはインドの実地調査に基づいて発展途上国の開発問題を論じるようになり、いまや開発経済学の古典の一つともなっている『アジアのドラマ』(1968年)を残した。唯一の回顧録に代わる著作と自身で位置づけたのが『反主流の経済学』(1973年)であり、1970年代以降も著作や講演で福祉国家擁護の姿勢を貫いた。

ミュルダールとハイエクのいくつかの著作は、興味深い符合を見せている。すなわち、ミュルダールの『アメリカのジレンマ』とハイエクの『隷属への道』はともに1944年の刊行である。また、ミュルダールの『福祉国家を越えて』の出版年とハイエクの『自由の条件』の出版年はともに1960年である。ハイエクの方が長生きをし、晩年の彼の重要著作としては『法と立法と自由』(1973・76・79年)がある。最後に『致命的な思いあがり』(1988年)も刊行された。これらの諸著作の中で、ハイエクは一般に福祉国家批判とみなされる議論を展開しつづけた<sup>4)</sup>。

以下では、両者の比較対照が可能であり、また両者の福祉国家思想を考察するのに重要と考えられる論点を6つ取り上げ、それらの要点を示す<sup>5)</sup>。ハイエクの福祉国家批判に対し、ミュルダールならばどう応答したであろうか。両者の考えを、なるべく両者の直接的な言葉を引用しながら、突き合わせることにしよう。ミュルダールの見解については主に『福祉国家を越えて』から、ハイエクの見解については『隷属への道』・『自由の条件』・『法と立法と自由』から引用することにする(以下の引用表記については、参考文献の初めの箇所を参照)。

## 1. 自由

まず、福祉国家に関わる価値規範として、自由の問題がある。

ハイエクの自由論については、多くの研究がなされてきた。ハイエクは古典的自由主義を尊重し、自由とは「他人の恣意的意志からの独立」(CL1, 23)であり、強制がないこと、個人的自由であると意味づけた。彼は、社会主義者のいう「新しい自由」は「富の平等な分配」の言い換えにすぎず、自由の意味のすり替えだと批判する(RS, 27)。彼によれば、「個々人への強制は、それが一般福祉または公共善に貢献するのに必要とされる場合にのみ許容されうる」が、

---

3) さまざまな定義があるが、ここでは「レーン＝メイドナー・モデル」と呼ばれる連帯的賃金政策と積極的労働市場政策の組み合わせ、ならびに、普遍主義的福祉政策といった3本柱の諸政策に基礎づけられた政治経済モデルとする。詳細は後述のとおり。

4) 福祉国家批判論者としてのハイエク解説の例外として、嶋津(2004)と太子堂(2011)がある。嶋津は、ハイエクの社会主義についての分析はスウェーデンをはじめとする社会民主主義について必ずしも妥当しないとし、福祉国家の体制はハイエクの主張とも整合する面を多くもっていると主張している。太子堂は、ハイエクの福祉国家批判は民主主義的議会制批判であり、彼はある種の福祉体制の擁護者であると捉えている。

5) 他にも比較されるべき論点は存在するであろう。たとえば、ミュルダールとハイエクの民主主義に対する評価、ミュルダールの「制度」概念とハイエクの「法」概念、両者の「進化」論などが考えられる。これらについては今後の課題としたい。

政府は社会の特定のニーズを十分把握できないので、その役割は自生的秩序の形成・存続のための諸条件を整えることに限られるべきである (LLL2, 8-9)。「自由とは代償なしには手に入れないものであり、われわれの自由を保持するためには、深刻な物質的犠牲にも耐える心構えが個々人に要求される」(RS, 171) という。

それに対し、ミュルダールの自由論はそれほど研究がされてきているわけではないが、彼もまた自由について盛んに論じてきた。『福祉国家を越えて』のなかでは、「自由で階級のない社会」という価値前提は、マルクスも、ロック以来の自由主義も有してきたが、「古典的自由主義の流れをくむ経済学者は、論理を曲げて、彼らの主要な価値観との保守的妥協を何とか達成した」と述べている (BW, 4)<sup>6)</sup>。そして、そこには、自然のままの発展が進むうちに、おのずから「一つの目的が非目的的に達成されていく」という形而上学的・目的論的概念が潜んでいるという (7)。ミュルダールの見方によれば、そうした性質は、マルクスにも古典的自由主義経済学説にも共通に見られ、その理由は経済学説が自然法と功利主義の哲学の枠内で展開を遂げてきたことにある (4; 7)<sup>7)</sup>。

ミュルダールは、「自由」経済と「計画」経済という二分法は「浅薄、非現実的、不毛」(15) であるといい、その論争について「確固たる不参加の宣言」をしている。この点、彼は暗示的にではあるが、ハイエクを批判してもいる。「『自由』経済の理想を訴え、次に……われわれがどのようにこれらの理想をあとにして前進しつつあるかを指摘しようとし、またそこから論点を進めて、われわれが現在満足している状態を『しのびよる社会主義』と性格づけたり、われわれが『隷属への道』に立っているかもしれないのだと警告を発しようとする人は誰でも、とくに彼があまりにも特殊にならないかぎり、聴衆の同情を集めることができるのは確かである」(12)。しかし、現実には、「自由」経済への逆戻りを可能にするような議会での有効過半数は存在しないのである。

ミュルダールは、個人的自由は組織化された社会での統制によって徐々に浸食されているが、

---

6) これは『経済学説と政治的要素』(Myrdal 1930) にまで遡ることのできる議論である。ミュルダールは同著の第5章「経済的自由主義」において、現状では財産について労働以外の他の権原があるので、自由主義の2つの型の対立が起こると述べている。第1の型とは、現状での不干渉を主張するものであり、第2の型とは、自然状態の自由を主張し、自然状態を回復するために現状に干渉することを認めるものであって、これは社会主義に結びついた。ミュルダールはこう述べる。「問題は、どのようにして社会主義者たちが彼らの革命的結論に到達したかということではなく、むしろどのようにして古典派の人たちが彼らの保守的結論に到達したかということにある」(ibid, 訳171)。彼はその一つの回答として、J.S. ミル以降に見られる生産論と分配論の区別、さらには経済学における生産論のみの分析という理論的操作を指摘した。

7) Myrdal (1930) は、経済学において用いられる用語はほとんどすべて、「何々である」という領域に属する意味と「何々であるべき」という領域に属する意味との2つの意味をもっているという。たとえば、「原理」という語は、一方で「理論」、すなわち、ある種の客観的な規則性の体系的理解を意味するが、他方で「意識的努力の目標」を意味する。ミュルダールは、そうした性質は自然法哲学に由来する規範的・目的論的思考様式の現れであり、経済学では規範が「事物の自然」の上に基礎づけられるような体裁が取られてきたと主張する。

現実に人々はむしろそれを好んでいることを強調する。なぜ人々はその趨勢を望むのか。彼が用意した答えは3つあった。第1に、その状態に慣れてきたからである。第2に、統制は社会過程の結果であると感じられており、人々はそれに参加しているので、いっそうの自由を感じているからである。第3に、広範な階層の生活水準がかつてない速さで上昇してきたからである(86-87)。とりわけ興味深いのは第2の理由づけであろう。ミュルダールのいう自由とは、消極的意味より積極的意味が強いものとなっている。

## 2. 平等

ハイエクに自由のみならず、平等についても問うてみるのは重要であろう。

ハイエクの『自由の条件』には、「法と行為に関する一般的規則の平等こそが自由のために役立つ唯一の平等」(CL1, 121)という文言が出てくる。彼は、世の中には個人的差異が厳然と存在すると見ており、前述のような「一般的規則の平等」の帰結として、物質的不平等が生じることも想定しているが、それは自由の代償として致し方ないものと考えていた(124)。

さらに、ハイエクは、物質的不平等こそが経済の全般的・急速な発展をもたらすと考えている(64)。富者から貧者への再分配は、「上下のあいだの接近を一時的に進めるであろうが、それはまもなく全体の運動を遅らせ、そして長期的には遅れているものをそのままの状態にとどめることになるであろう」(72)。富者に率先された発展は全般的かつ持続的となり、底辺が引き上げられるという意味において不平等もやがて緩和されていくだろうとの考えが示された<sup>8)</sup>。平和のためにも経済進歩が追求されるべきと論じられた(77)。

それに対し、ミュルダールは、自由と平等に対等な重要性を認めることが西歐的遺産であるという。つまり、「もしわれわれが、一方では何らかの形の自由だけを与え、他方では西歐的遺産のいま一つの主要な構成要素としての理想である平等については、これを臆病そうに出し惜しんで、それでもって、政治的共産主義と競争しても成功できるようなヴィジョンというものを作り出せるなどと信じているならば、自己を欺くものである」(BW, 223-224)。

『福祉国家を越えて』におけるミュルダールの価値前提は自由・平等・友愛であり、彼は国内に関する限りは福祉国家がそれらの諸価値を実現する体制であると考えていたためにそれを推進していた(BW, 16)<sup>9)</sup>。彼における平等とはどのような意味をもつのか。彼は次のように述べ

8) この作用は、国家間と同様、国内の地域間にも働くと考えられており、次のように述べられている。「国際的な規模における大きな不平等でさえ、全体の進歩にとって大いに役立つとするならば、同じことが一国内のそのような大きな不平等についてもあてはまることに疑問の余地があるだろうか」(CL1, 71)。また、ハイエクは次のようにキャッチアップ効果を認めている。「一般的に言って、急速な進歩がある期間継続した後は、後に続く人たちが累積的な利益によって、先に立っている人々より急速に進むことを可能にするほど十分大きく、その結果、長く引き伸ばされた人類の進歩の隔たりが縮まっていく傾向を生ずるのが実際であろう」(71-72)。

ている。「私はこの書物[『福祉国家を越えて』]で平等論に言及する場合に頭においているのは、あらゆる人の間の平等な権利についての倫理主義的な主張である」(129)。それはまた「個人の尊厳と、機会均等に対する人間の基本的権利」(130)とも表現されている。注意すべきは、一般的なミュルダールに対する理解や想像とは異なり、彼自身は「結果の平等」論をほとんど展開しておらず、むしろ「機会の平等」という言葉を用いることが多いということである。

さらに、ミュルダールは、経済成長と平等主義的改革は相反するという想定を証明するような経験的研究はほとんどなされていないと指摘している。現実には、経済進歩の幾分の低下は平等主義的改革の代償だという考えを皆が受け入れた後に<sup>10)</sup>、「福祉国家として最も先進的な国々においてのみ、しかもきわめて最近になって初めて、福祉改革が……より着実にして急速な経済成長にとっての基礎になるという考えが生まれた」(Myrdal 1973, 42-44)という。

ハイエクが一般的に市場諸力の結果として全般的発展や底辺引き上げの作用が働くとしたのに対し、ミュルダールは、「市場における諸力の働きは多くの場合、諸地域間の不平等を減少させるよりはむしろ増大させる傾向がある」(Myrdal 1957, 31)と考えていた。こうしたミュルダールの基本的な考えは「循環的ならびに累積的因果関係の原理」として知られる。彼が委員長を務めた国連欧州経済委員会は、国内の地域間所得不平等は豊かな国より貧しい国で大きく、豊かな国では減少しつつあったが貧しい国では拡大しつつあったという調査をまとめ、その原因は福祉国家の有無にあると結論づけた(40-41)。

### 3. 福祉国家形成過程に対する認識・評価

では、第2次世界大戦後、実際に資本主義圏の先進諸国で観察されるようになった福祉国家形成過程に対し、両者はどのような認識や評価を示したのだろうか。

ハイエクは「競争こそ、政治権力の恣意的な介入や強制なしに諸個人の活動の相互調整が可能になる唯一の方法」(RS, 42)であり、そこから生まれる自生的秩序は「熟慮の上の人間的取り決めと違って、どのような程度の複雑さにも到達できる」(LLL1, 52)ことで文明の進歩を支えてきたと考えていた(67)。それとは逆に、福祉国家形成過程とは、彼の見方からすれば、「競争を統制経済に代えようとする共通の欲望」により、産業の「協同組合的」組織化、経済活動の中央集権化が生じる過程であった(RS, 46-48)。既存の組織された集団間の交渉では、変化に適応しようとする人々の利益が無視されるために構造の凍結が起こり、経済は徐々に衰退すると彼は展望した(LLL2, 135)。ハイエクは、「政府権力を制限することによってのみ、組

9) 平等と区別される友愛とは何かという問題は、後述する福祉社会概念の意味にもかかわるであろう。

10) 具体的根拠として、ミュルダールは「次第に出費のかさむようになってきた社会保障計画が、当初には困窮者の特殊グループのための社会正義と福祉を取り上げる議論によってだけ、支持された」(BW, 63)という歴史の経緯を指摘している。

織された利益集団の権力を制限することができる」(LLL3, 26) のであり、政府権力を制限しなければならないと主張した。

一方、ミュルダールは、福祉国家に関する「積極的で現実的なイデオロギーの適切なものが驚くほど欠如している」(BW, 82) と指摘し、「西欧的諸国では、現実の発展が絶えずいっそう計画化へと展開してきたにもかかわらず、計画反対の態度が尊敬され俗受けする」、とりわけ特殊問題や個人・集団の利害関係が表面化しないような一般的レベルで議論が進められる場合にそうなる、と述べた (13)。

ミュルダールは計画化を「無計画な展開」によるものと見る。技術的・組織的発展のために、多くの分野で市場に比較して経済単位の大きさが増大し続け、同時に、その他の分野では個々の単位が相互に結合しあう手段を見出した。諸個人は、所与の社会構造に自らを従順に調節したり、この構造内の諸力の作用から生じる負担や報酬を受け容れるのではなく、この過程や構造それ自体を自己の利害に一致するように調整するために、「合理的」に協働し始めた (33)。つまり、人々が合理主義的経済人に似るにつれ、逆説的にも自由主義社会はその基底を失ったという (35)。「人々の合理性を現在より少なくしたり、彼らの複雑さをいまより素朴にすることはできない」(37)。市場はもはや所与の客観的規範としては受け容れられず、操作されるようになった。

この非自由化の趨勢に直面した社会は、もし自由のままにとどまって干渉を拒否するならば、分裂してしまう。抑制されず放置されれば、利口な者や強い者がそうでない者を搾取する。これに対する国家の側の反作用は、市場の組織化を抑制して自由競争を回復させることだが、それはわずかしか成功していない。むしろ、趨勢そのものは受け容れるが、秩序と平等の両者について公衆の利益を保護するように、統制できる方策がとられてきた。そうして、自由市場経済に代わる団体交渉が生じてきたのであり、つまりは「集团的組織の下部構造」が発達してきたのである<sup>11)</sup>。国家の責任は「立法と行政および公正で衡平な協定ができるような調停者としての役割」を供与することになった (44-45)。

ミュルダールはこうした趨勢を実質的な「公共政策の立案と実施の分権化」に当たるものと好意的に評価しており、批判すべきだとは考えていない<sup>12)</sup>。彼はこうも述べた。「干渉要因を撤回することが実際上および政治上の理由で問題にならないような状況では、心から自由主義的性向をもち、国家干渉を最低限に押しとどめようと努めている政治家や官公吏が、しばしば、自ら次から次へと各分野で国家による中央計画の主唱者となり終ってしまったのである。計画

11) この趨勢は北欧諸国で目立つところと述べられている。いまや、賃金、価格、所得、利潤の取り決めが自由競争ではなく団体交渉でなされていると指摘されている。

12) これに対し、Hayek (1979=LLL3, 128) は、個人的利己主義よりも集团的利己主義のほうが、「偉大な社会」に対する脅威であるという。なぜなら、組織可能な利益集団は権力をもっているが、組織されていない集団や組織できない集団——たとえば、消費者、納税者、女性、老人——は、それらから損害を受けているからである。



化が、しばしば整合もされずに分裂傾向をもつ国家干渉から出てくる真正の混乱状態に、とって代わるより「自由主義的」な代案であったということは、過去数十年にわたる歴史の皮肉に属するものである」(23)。

#### 4. 社会保障制度

具体的な社会保障制度については、どのように論じられているだろうか。

ハイエクは徹底した福祉国家批判論者ではなかったことも知られている。彼は「限定的保障」(全員対象の最低所得保障)と「絶対的保障」(一定水準の所得保障, 所得再分配)を区別した(RS, 154-155; CL3, 11)。ハイエクは前者について、「現在の先進諸国程度の富裕度に達した社会でなら、一般的自由に危険を及ぼすことなく、第一の保障を国民全員に与えることは、十分可能である」(RS, 155)と是認し、また人々が「備えを怠って、社会一般へのお荷物となることを防ぐ」(CL3, 46)という理由から強制保険をも擁護した。

ハイエクが批判したのは、後者の「絶対的保障」の方だけである。彼は、老齢年金, 医療手当, 失業手当を分析対象とした一方, 出産・育児手当は分析対象外であるとして言及しなかった。ハイエクは基本的に個人が自らリスクに備えることが大切であって, 所得再分配は強制を含むこと, またその実践が社会正義と称されることを批判した(68)。彼が要求したのは, 資産調査付きの最低限所得保障である(69)。

それに対し, ミュルダールは, 「社会改革とその思想の発展の中で非常に重要な一つの要素は, とくに1930年代以降になって社会改革が家族と子どもの福祉にますます向けられるようになった」ことだと考えている。ハイエクとは異なり, 出産手当や児童手当は重要な政策と位置づけられる。彼は従来の「治療的社会政策」から「予防的社会政策」へと踏み込むべき新時代が到来しているとし, 後者を「個人と社会に将来生ずる費用と節約するために, あるいは将来の生産性を向上させる」政策と意味づけた(Myrdal 1973, 44-45)。これは, 北欧的な普遍主義的福祉の理念を提示したものにほかならない。ミュルダールが要求したのは, 資産調査なしの普遍主義的な所得保障であり, さらにいえば, 所得保障以上に現物保障であった(藤田2010, 第5章)。

ミュルダールは, 1960年時点において, いまや国家が, 「経済発展, 完全雇用, 青年にとっての機会均等, 社会保障, すべての地域と社会階層の人々に対して所得だけでなく栄養, 住宅, 健康ならびに教育に関する最低水準を守るという目標を確約している」ことに賛同した(BW, 63)。所得再分配政策の是非については, 「今日では, 誰一人として, 累進課税があるべきかどうかの問題について, 著しく熱狂する者はない」(73)と述べ, そこにはすでに自由主義的調和ではない「創造された調和」が現れているとした(78)。

## 5. 福祉社会

残り2点は、福祉国家の今後についての両者のヴィジョンである。一つは、福祉社会という概念に関わる。

ハイエクは「美徳」(RS, 292; 295)や「イギリスの偉大な道徳」(296)を称え、それらによる「福祉社会」ともいべき状態が好ましいと考えていたようである。彼によれば、それは「個人の自主独立性や自立の精神、あるいは個人的なイニシアティブやそれぞれの地域社会への責任感、さまざまな問題をうまく解決しうる個人の自発的な活動に対する信頼、隣人に対する不干渉、普通と異なっていたり風変わりな人々に対する寛容、習慣や伝統に対する尊敬、権力や政府当局への健全な猜疑心」(295-296)に支えられる社会である。この内容は、しばしば議論される彼の「真の個人主義」と「偽りの個人主義」の区別にも密接にかかわるであろう。

また、ハイエクは地方分権を推進した。公園や博物館などの公共財について、「国家当局よりもむしろ地方当局によって供給されるべき」(CL3, 11)とし、「主として個人的自由に注意を払う人たちは一般に分権化を主張してきた」(16)とも述べている。その理由は、「多くの点で私企業の有利さを持ち、かつ政府の強制的行動の危険が少なくて済むから」(16)であり、「おそらく、中央集権化によってほとんど絶やされてしまった共同体精神の復活につながるであろう」からである (LLL3, 202)。

一方、ミュルダールも「福祉社会」論というべきものを展開した。それは、福祉国家形成過程の「次の段階」として論じられている部分に相当する<sup>13)</sup>。

ミュルダールがいうには、「よりいっそう詳細な取締規則を、人々が自らその地域社会で、また彼らの団体間の交渉を通じて、決定するままにしておくことが可能でなくてはならない。このようなことは、個々の市民の側でのいっそうの一体感、連帯感および参加を伴ったより協力的な国民社会の出現を助長するであろう。そうなれば、各市民はいっそうの自由を感じるようになる。……これが発展していく民主的福祉国家の到達しつつある本来の理想である。それは福祉国家の構造の中に福祉的文化が現れることを意味する」(BW, 92)。さらに、「J. S. ミルや100年以上もさかのぼる初期の自由主義哲学者のすべてが、その端緒をさえ見かねたほどの

---

13) ミュルダールの「次の段階」論を「福祉社会」概念に明確に結びつけて論じたのが、イギリスの社会学者ロブソンである。ロブソンは主著『福祉国家と福祉社会』(1976年)のなかで福祉社会とはミュルダールのいう「次の段階」の状況と同じであると述べており、両者の間には私的な書簡も残されている。福祉国家と福祉社会の意味について、ロブソンは「福祉国家は議会が定め、政府が実行するものであり、福祉社会は公衆の福祉にかかわる問題について人々が行い、感じ、そして考えるものである」(Robson 1976, 訳i)と述べている。彼によれば、「……福祉社会においては、福祉は、公共機関の行為を通して国家によってつくられるものであるばかりでなく、個人、グループ、そして集団の行動や態度によっても生み出される」(43)。福祉について市民が主体的に考え行動すること、そして市民は権利をもつと同時に義務を負っていることを自覚する必要があるとされる。

一つの発展が究極的には何を意味するかを思い見る想像力をもっていたならば、明日の福祉国家は、多くの基本点では、彼らを十分に満足させたであろう」(96)とも述べている。

ミュルダールは、干渉的な国家は目標とはされえないとし、国家干渉を整合させ単純化する必要、直接的な国家干渉を分権化していく必要を論じた。ただし、そうした望まれるべき国家の非官僚化は、「ただ福祉国家を完成し強化することによってだけ、初めて達成できる」(102)ものであると展望した。

## 6. 福祉世界

最後に、理想の世界像としての「福祉世界」論について比較してみよう。

ハイエクの福祉国家批判のサブテーマには世界平和の追求があると考えられる。『隷属への道』の最終章「国際秩序の今後の展望」、『自由の条件』の追論「なぜわたくしは保守主義者ではないのか」、『法と立法と自由』第2巻の第8章や第9章以降、あるいはもっと初期の「国家間連邦主義の経済的諸条件」論文(『個人主義と経済秩序』所収)などに、一連の議論の流れを見て取ることができる<sup>14)</sup>。

『法と立法と自由』において語られているハイエクの理想世界は「国境が人間の自由な移動に対する障害であることをやめた事態」(LLL2, 84)であり、彼のナショナリズム批判<sup>15)</sup>は自身を保守主義者ではないとする主張の中に現れている(CL3, 203)。ハイエクは「様々な国がそれぞれの国家的規模によって独自に行う多様な経済計画化は……有害なものとならざるをえず、しかもそれに加えて、深刻な国際摩擦を発生させざるをえない」(RS, 304)と述べた。つまり、各国の経済計画化は国内にとっただけでなく、国外にとっても有害であるというのが彼の考えであった。ハイエクは、国際的な経済計画化の可能性については否定的で、道徳的基礎もまったくないとした(306-307)<sup>16)</sup>。

ハイエクが「国際法の理念を実現できる唯一の道」(321)として認めたのは連邦制・世界連邦であった。彼は、連邦制においてこそ、権力の分割、権力の地方政府への移譲が可能になると考え、自由な人々によって構成される諸国家からなる一つの共同体という状態を理想視し

14) Hayek (1939) は、大きな経済圏には便益があるが、経済的統合の設立は政治的統合に限界を課すと指摘しており、「国家間連邦の主要な目的は平和を確保するということである」と述べている。ハイエクのみならず、当時のLSEの同僚の経済学者としてロビンズやベヴァリッジも同様に連邦主義に関する議論を展開した。この点についてはRobbins (1937) や小峯 (2007) 第14章を参照。さらにミュルダールに対するロビンズからの直接的コメントとしてRobbins (1955) がある。

15) 「新しいものと変わったものに対する保守主義者の不信に結びついているのは、国際主義に対する保守主義者の敵意と耳障りな国家主義(ナショナリズム)の傾向である。……われわれの文明を変化させている思想はいかなる国境をも顧慮しないという事実を、保守主義者は変更することはできない。……国家主義の偏向こそ、しばしば保守主義を集産主義へと橋渡しする」(CL, 203-204)。またHayek (1976=LLL2, 155) は、自由文明に対する2つの最大の脅威として、ナショナリズムと社会主義を挙げている。

た<sup>17)</sup>。ただし、その実現はさしあたり西欧地域のみで可能と展望された。「すべての人間的存在が同等とみなされる偉大な社会の新理念を追求する一方で、閉鎖的小社会の異なる諸価値を保持することもできるという信念は、幻想に過ぎない」(LLL2, 188)というのが彼の分析であり、見通しだったからである。

ミュルダールの理想世界は、ハイエクのものに似ているが、平等という要素が前面に出されている。すなわち、「国境もなく国民差別もない世界、すなわち、すべての人がその望むままに移動して回り、平等の条件で自分の幸福を追求できる世界」(BW, 162)というのが、それであった。

ミュルダールの場合、各国の経済計画化は、国内にとっては良好な結果をもたらしているが、対外的には「国民主義的限界」という弊害をもたらしているという認識があった。彼の見るところ、福祉国家が発展してきた背景にあったのは、国際的分裂の進行であった。また逆に、福祉国家の進行が国際的分裂を生んできた。ミュルダールは、福祉国家が保護主義的であり、国民主義的であるという事実に向き合わないかぎり、今後の国際問題と取り組むことはできないとし(159-161)、国際主義者が証明しなければならないことは、国民経済政策を修正する協定がいかにかできるか、しかもその修正によって、世界経済の統合とともに国民的統合も達成できることであると述べた(163)。

ミュルダールの問題把握は、国民的統合の成功と国際的統合の失敗、あるいは、国民的統合と国際的統合の相克、ということができよう。国民的統合をいかに国際的統合へと向かわせることができるか、彼にとって「福祉国家を越える」とはそうした課題であった。ミュルダールが期待を寄せたのは、国連などの政府間組織<sup>18)</sup>の機能である。彼は、国際的な統合と平等はいかなる国もいかなる人間も放棄できない理想であり、「政府間の組織は、ひとたびそれが実現すれば、いかに無力なものであっても、平和の時代には決して解消することはないであろう。……われわれは、ほかに何の理由がなくても、国際的良心を慰めるためにそれが必要である」

---

16) 現実に存在する国際機関ないし政府間組織についてのハイエクの評価はおおむね次の言葉に現れている。それらは「一般に間違った目的からその任務に接近してきた……すなわち、国民政府の権力を制限して、互いに損害を与えないようにする真の国際法を目指すことよりも、むしろ特定の規制を目指す多数の専門化した権威を創出する、という目的がそれである。もし最高の共通価値が消極的なものであるなら、単に最高の共通ルールだけでなく、最高の権威もまた、本質的に禁止令に制限されるだろう」(LLL3, 206)。

17) これは「世界国家」とは異なるとされる。ハイエクはこう述べた。「個人的自由の保護が今日よりもいっそう確実に保障されるまで、一つの世界国家の創設は、文明の将来にとっておそらく戦争よりも大きな危険となるであろう」(CL3, 16)。

18) Myrdal (1960=BW) が具体的に示したのは、国際連合の経済社会理事会、総会、地域経済委員会のほか、食糧農業機構 (FAO)、国際労働機関 (ILO)、国際通貨基金 (IMF)、国際復興開発銀行 (IBRD)、GATT であった。また、Myrdal (1973) は、「国際」とは国境を越えて広がる関係ないし問題を一般に指すが、多くの場合は誤称であり、「国際機関」は「政府間機関」という言葉で置き換えられるべきであるとしている。機関内の構成組織のメンバーは国民ではなく、国家の政府の代表であるから、というのがその理由である。

(Myrdal 1957, 77-78) と考えていた。

ミュルダールは、国際的には、自由・平等・友愛は福祉世界へ向かう政治的展開によってのみ達成できるのであり、そのような展開は個々の国での経済計画への趨勢に相当に基本的な諸変化がなくてはならないと展望した (BW, 16)。厳しさを認めながらも、彼は福祉世界の構築をあきらめていたわけではない。彼の拠り所の一つは次の点にあった。すなわち、「先進諸国においてわれわれを福祉国家への道に導いた人間的価値評価は、国家の枠内にとどめることができないものである。福祉世界もわれわれ先進諸国の民主的社会政策の基礎となっている価値評価にまったく同様に対応するものである」(Myrdal 1973, 53)。

以上、6点において、ミュルダールとハイエクの福祉国家論の比較を試みた。大まかに言えば、確かに彼らはかなり対照的な議論を展開していたが、ポスト福祉国家のヴィジョンにおいては、重なり合う部分もあったように考えられる。少なくとも、両者とも当時の福祉国家の状況に満足していたわけではない。たとえば、福祉国家の国民主義的性格への批判的見解は、両者が共有していたといえるだろう。ミュルダールが次のように述べていたのは興味深い。「イギリスの古典派経済学者は、国際的な経済問題と取り組む場合に、その分析を導く最高の道徳的・政治的観念として、人類の福祉を考えたのではなく、むしろイギリス国民の福祉を考えていた……しかしながら、彼らの基本的な哲学やその抽象的な価値理論から見れば、前者の基準が論理的に忠実であったはずである。彼らは、より狭い福祉基準を選ぶことによって、自分自身の極めて明白な基本原則に反した行動をとった」(Myrdal 1957, 177)。この批判はハイエクには必ずしも当たっていなかったように考えられる。

### Ⅲ. ミュルダールの背景としてのスウェーデン社会民主主義

第Ⅱ節では、ミュルダールとハイエクの福祉国家論に関して6つの論点を挙げ、それぞれの論点について両者の議論を簡潔に比較した。しかしながら、ミュルダールとハイエクの福祉国家論の比較については、また別の留意すべき重要な側面もあると考えられる。それは、両者が主に見て評価していた「福祉国家」が、そもそも異なっていた可能性が大きいということである。

ミュルダールの背景にあったのは、社民党政権下における「スウェーデン・モデル」の成熟であった。1930年代の人口論議を通じて、彼は普遍主義的福祉政策の方針をスウェーデンに大部分根付かせることに成功した。しかし、1950-60年代の「ゆたかな社会」の到来のなかで、スウェーデンの福祉理念や社民党の政治戦略は少なからず変容を見せ、それはまた逆に『福祉国家を越えて』などにおける彼の考えに反映された。それに対し、ハイエクが見ていたのは、母国オーストリアの隣に位置したナチスドイツ、そして自らが研究生活を送ったイギリスやアメ

リカであったと考えられる。

要するに、ここには福祉国家の多様性(福祉レジームの諸類型)の問題が含まれている。ミュルダールの福祉国家擁護論を理解するには、スウェーデン福祉国家を理解する必要があるだろう。とりわけスウェーデン社会民主主義の特性について知らなければならない。

## 1. スウェーデン社会民主労働党による経済・福祉政策の歴史的展開

スウェーデン社民党は1889年に結党され、その支持母体であるブルーカラー労働組合(LO)は1898年に結成された。初代党首ブランティングが穏健路線を取ったことで、早くも1917年には自由党との連立により政権入りを果たし、普通選挙権獲得に成功した1920年には連立を解消して単独政権を樹立することができた。

1929年にアメリカで生じた大恐慌の余波の中で、不況に対してほぼ無策であった保守政党(自由国民党)から社民党への政権交代が起こり、これが歴史的に重要な意味をもつ政権交代となった。この1932年の政権交代以来、社民党は1976年までの長期政権を保持することになり、スウェーデンは独自の政治経済システムをつくりあげていくことになったからである。

1932年から46年まで続いたハンソン内閣は、新しい経済・福祉政策を実行した。首相ハンソンは1928年に「国民の家」というスローガンを出し、誰も差別されることのない国家建設を謳い、それはスウェーデン福祉国家建設の基本理念となった。経済政策としては、ミュルダールがかかわった1933年予算案付録による「ケインズ以前のケインズ政策」があり、また、人口問題を契機とした普遍主義的福祉の理念の提示があった。さらに、労使関係では、サルトオーバーデン協定と呼ばれる労使協調の基本協定が1938年に締結された。

第2次世界大戦中は挙国一致内閣となったが、戦後も社民党政権が続いた。1944年には1920年以來の党綱領が改正され、「産業の国有化」路線はいよいよ影が薄くなり、マルクスの用語の多くが削除された。1946年に急逝したハンソンの後を継いだのは、エルランデルである。エルランデル内閣は1946年から68年まで続き、スウェーデン福祉国家の黄金時代を印象づけることになった。1947年の新国民年金制度などにおいて普遍主義的福祉の理念が実行に移されていった。

1950年代には、「レーン＝メイドナー・モデル」と呼ばれる、連带的賃金政策と積極的労働市場政策の組み合わせが採用され、経済運営がきわめてうまくいくようになる。レーン＝メイドナーとはLOのエコノミスト二人の名前であり、1951年のLO総会でその経済戦略が示された。連带的賃金政策とは、中央集権的な団体交渉による賃金取決めを通じて、「同一労働・同一賃金」の原則に従った賃金が全国一律に適用されることである。これにより生産性の低い企業は倒産を余儀なくされるが、そこから生じる失業者は積極的労働市場政策による再教育・再訓練を受け、高生産性部門へと移転した。「レーン＝メイドナー・モデル」は、サプライサイドの

高生産性確保の経済成長戦略として、スウェーデンで成功を収めた。

さらに、こうした力強い高成長を背景として、全国民強制加入の付加年金制度が1958-59年の大論争を経て導入されることになった<sup>19)</sup>。それにより、福祉の主目標は、貧困の撲滅から現行所得の維持に向かった。このとき、ハイエク的な福祉国家批判は、スウェーデンでは自由党党首であったバーティル・オリーネン（経済学者オリーネンと同一人物）が展開し、かなりの人気も出たが、社民党の説得が競り勝った<sup>20)</sup>。社民党の説得とは、「ゆたかな社会」における福祉国家は、セーフティーネットの整備にとどまらず、現行所得の維持を目指すべきである、というもので、これが中間階級からの幅広い支持をうまく集めた。実のところ、ミュルダールの『福祉国家を越えて』は、この付加年金論争の只中に書かれたものであって、それについての言及も次のように確認できる。「スウェーデンは、社会保障の大建設を完成する最後の努力として、……強制的貯蓄・年金計画を始めつつある。……明らかに、この膨大な再分配的改革は、国民経済全体の発展についてのこの上なく慎重な、ずっと長期を見越した予測に基礎を置き、また、この発展に影響を与える公共政策の全体系に整合されたものでなければならない」（BW, 67）。この付加年金制度の導入以来、スウェーデンの福祉支出は増大し、「高福祉・高負担」の仕組みが整えられていくことになった。

1960年代には、「自由選択社会」や「強い社会」というスローガンが、社民党から提示された。個人の自由な選択を可能にするのが福祉政策であり、国家干渉を通じて活力ある社会が建設されうると説かれた。少なくともスウェーデンに関する限り、一般的に福祉国家は自由を損なうものとしては考えられなかったといって差し支えないだろう。

1960年代末から70年代には経済が停滞したが、他の先進諸国と比べれば失業率はそれほど高くなく、手厚い福祉政策への支持には根強いものがあつた。しかし、1976年には、持続する

---

19) スウェーデンでは1947年に普遍主義的な国民年金制度ができたが、「ゆたかな社会」の到来を迎える中で、給付額に不足感が生まれ、多くの国民にとって現行所得の維持が関心事となった。ホワイトカラー労働者は民間年金を利用し始めたが、ブルーカラー労働者に遅れが出ていた。国民的連帯を重んじる社民党が付加年金導入を提案して、論争が起こった。

20) 1948年選挙では3つのブルジョワ政党（ブルジョワ・ブロック）が多数派を占める結果となった。これにはハイエクの影響やオリーネンの人気があつたとされる。「ハイエクの『隷属への道』の影響はなかったわけではない。それがスウェーデン語に翻訳されて、持続的な影響を与えた。反計画化論者たちは、社民党の計画プログラムは経済的非効率をもたらすだけでなく、民主主義、個人の権利、思想の自由までもが喪失されることになる」と説いた。その効果は1948年の下院選挙に見られ、有権者の過半数が3つのブルジョワ政党に投票した。それからまもなく、社民党は国有化プランやその他の論議を呼ぶ部分を削除したが、ブルジョワ政党が選挙後に代替案をまとめられなかったため、社民党が引き続き政権を担うことになった」（Olsen 1992, 57）。1954年の社民党パンフレットは「協働する人々」であり、そのなかで「協働によってのみ得られる自由」という考え方が示されたが、1956年選挙もブルジョワ諸政党が勝利した。社民党は1956年の政策プログラム「進歩の政治」において、現行所得の維持を説いた。付加年金導入案は三択であり、すべての労働者対象とする普遍主義に沿った社民党案が115対114という一票差で採択された。所得再分配を多少犠牲にしても普遍主義を守ったものと評価できる（渡辺2002）。

表2 スウェーデン社会民主労働党と福祉国家の展開

1920年代以前	社民党結党 (1889), LO設立 (1898) 自由党との連立政権 (1917) →単独政権 (1920)
1930年代	ハンソン政権 (1932-46): 「国民の家」 「ケインズ以前のケインズの政策」, 普遍主義的福祉の理念 サルトオーバーデン協定
1940年代	拳国一致→エルランデル政権 (1946-68) 1920年党綱領改正 (1944), 新国民年金制度 (1947)
1950年代	レーン=メイドナー・モデル (1951) 付加年金論争 (1958-59)
1960年代	スローガンとしての「自由選択社会」(1962) と「強い社会」
1970年代	バルメ政権 (1969-76, 82-86) 経済停滞, 労働者基金の提案, 政権交代
1980年代	フェルト蔵相による「第3の道」(金融規制緩和: 1983・86)
1990年代以降	バブル崩壊 (1990), 政権交代, 経済・福祉改革

経済停滞が主要因となって、いったん社民党が下野することになった。社民党は1982年に再び与党に復帰する。しかし、今度はその社民党が経済政策において新自由主義的政策を取り始めた。1980年代半ばには、社民党のなかでも右寄りの人物といわれる大蔵大臣フェルトが主導した「第3の道」政策を通じて金融規制の緩和がなされた。それは1980年代後半には好況をもたらしたが、結局はバブル経済であり、1990年の年末にバブルは崩壊した。近年のスウェーデンの政策転換の決定的契機は、そのバブル崩壊にある。

以上、スウェーデン社民党とスウェーデン福祉国家の歴史を簡潔に見た(表2参照)。本稿の問題関心においてまず重要なのは、スウェーデン社民党は、早くも1920年代から革命路線や「産業の国有化」路線に距離を置き、労働者政党というよりも国民政党としての地位を主張することで多数派の支持を得たことであり、それはイギリス労働党とは区別されるべき特性であった。経済・福祉政策としてはレーン=メイドナー・モデルと普遍主義的福祉政策の組み合わせが基本であった。それはイギリスで構想されたような「ケインズ主義的福祉国家」とは異なる独自性をもつ。スウェーデン社会民主主義の歴史的展開には、普遍主義的福祉のアイデアの連続性と変化を観察することができる(Fujita 2014)。

## 2. ハイエクのスウェーデン評価

さて、ハイエクはスウェーデンについてときどき言及した。

『自由の条件』では、ハイエクは最近のヨーロッパの経験として、「貧しいが高度に競争的な国は非常に動態的かつ漸進的になっているのに対して、豊かな社会が平等主義的政策によって停滞ではないとしても静態的社会に急速になっていったことが、戦後期もっとも顕著な特徴の



一つである」(CL1, 72)と述べ、前者の事例に西ドイツやベルギーやイタリア、後者の事例にイギリスや北欧諸国が含まれるとした。

『隷属への道』の1976年版序文では、「今日のスウェーデンは、一般にはきわめて社会主義的だと見なされているが、英国やオーストリアに比べると、はるかに少ない程度にしか社会主義的に組織されていない」(RS, 368)と述べた。ハイエクは今日における社会主義とは、課税により所得再分配を行うこと、また、福祉国家という制度を意味するとし、福祉国家においては「隷属への道」がゆっくりと間接的に不完全な形でしか現れないが、やはり究極的な結果は同じになるだろうと述べた。

最後に、Wapshott (2011, 329-330)によれば、ハイエクは「スウェーデンは政府部門が大きいにもかかわらず成長したのであって、大きな政府は成功の要因ではないとした。また、彼がスウェーデン人に感じる物憂さは、彼らが自由を失ったことによる症状だとした」。

果たして、ハイエクのスウェーデン理解は十分であっただろうか。もしハイエクがスウェーデンについて十分に詳しくあったら、彼はスウェーデンを、そしてまた福祉国家をどう評価したであろうか。

ミュルダールは、イギリスとの比較において、「スウェーデンでは、何ら国有化に向かう大きな動きはなかった」(BW, 76)と述べている。さらに彼はこう続けた。「国有化の問題が少なくとも最近に至るまでイギリスの政治でいっそう重要な役割を果たしてきたということは、初期状況の差に基づくほかに、多くの私企業の合理化と能率の遅れや、消費者協同組合や国家による私企業の有効な社会的統制が相対的に欠如していること、およびとくに租税体系中にさまざまな大きな、また、ほとんど組織的ともいえる抜け穴が存在していることなどに負うところが、きわめて多いものと信じられる」(77)。

#### IV. おわりに——「北欧型新自由主義」の到来か？

橋本努は、近著『ロスト近代』(2012年)で一章を割り、「北欧型新自由主義の到来」を論じている。先進諸国から政治的左右を問わず、「北欧型新自由主義」なる新しい理想の追求がなされつつあるという議論である。一般に、北欧は新自由主義(ネオ・リベラリズム)<sup>21)</sup>とは対置される社会民主主義で特徴づけられるので、目を引く概念となっている。

確かに、とりわけ1990年代以降、スウェーデンでは急激な経済・福祉制度改革が行われており、「新自由主義」の諸要素が少なからず見受けられるようになった。しかし、1990年代以降の歴史のみをもって、その変化を「北欧型新自由主義」と表現するのは、いささか難点があるようにも考えられる。

21) 以下でいう「新自由主義」とは、すべてネオ・リベラリズムの意味である。これは1910-20年代を中心に隆盛したニュー・リベラリズムと混同されてはならない。

一つは、「新自由主義」の意味にかかわる。たとえば、橋本は次のように記している。「サッチャーは、『国家』と『社会』を混同する考え方を批判して、国家よりも社会の側に期待した……。この考え方は、ハイエクの新自由主義思想に沿っている。すなわち、『国家の役割縮小』、『市場の役割強化』および『社会（家族、企業、地方自治体などのコミュニティ）の役割強化』……である」（橋本 2012, 156）。この後に続く橋本の「新自由主義」の定義はかなり幅広いものとなっている。しかし、そもそもハイエクに基づく自由主義思想としての「新自由主義」（ハイエクは自分の思想を新自由主義と呼ぶことはまれであった）と、一般に「新自由主義」として認識されている意味内容（1980年代的な「ネオリベ」）との間には、多かれ少なかれ、ずれがあるように思われる。その点をどう考えるかという、新自由主義の定義問題がある。

もう一つは、「北欧型」の意味に関わる。橋本によれば、構造改革、ミニマム保障、積極的労働市場政策、共働き社会、といった点が示されている。しかし、それらは、単に北欧の特性というより、北欧の社会民主主義政党が築き上げてきた特性であり、伝統である。ミニマム保障や共働き社会は1930年代の人口論議や普遍主義的福祉理念の提示において議論されたことであるし、積極的労働市場政策も1950年代以来の伝統である。

つまり、ここには、新自由主義の定義いかに大きく依拠するが、スウェーデン社会民主主義と「新自由主義」の親和性、さらには、スウェーデン社会民主主義の伝統的な「新自由主義」性について、新たな議論の可能性が見出せる<sup>22)</sup>。もし新自由主義の理解を正しくすることが必要であるならば、それとまた同程度かそれ以上に、社会民主主義、とりわけスウェーデンをはじめとする北欧の社会民主主義についての理解も正しくすることが必要ではないだろうか。

## 参考文献

- \* 頻繁に引用した諸文献については、文章の煩雑さを軽減するため、次のとおり略記した。RS=Hayek (1944), CL=Hayek (1960), LLL=Hayek (1973; 76; 79), BW=Myrdal (1960)。引用各々に付した数字は巻数および邦訳のページ数を指す。Ibid. の記載は省略した。

Bok, S. 1991. *Alva Myrdal: A Daughter's Memoir*, Addisson Wesley Publishing Co.

22) この点においてスウェーデンとイギリスとの比較考証は再び重要である。イギリスでは社会学者ギデンズや労働党党首ブレアによって「第3の道」が提言された。Giddens (1998) は、古典的社会民主主義（旧左派）とサッチャリズム・新自由主義（新右派）を対比した。いくつかの項目が示されているが、たとえば、「市民生活よりも国家が優位」対「自律的な市民社会」、「集産主義」対「伝統的なナショナリズム」、「ケインズ主義的需要管理と協調組合主義」対「伝統的権威主義と強力な個人主義」、「強固な平等主義」対「不平等の容認」、「完璧な福祉国家」対「セーフティーネットとしての福祉国家」などと提示された。そのうえで、そうした対立を超える「第3の道」として、アクティブな市民社会、包含としての平等、ポジティブ・ウェルフェア・社会的投資国家、コスモポリタン国家などが提言された。この「第3の道」のいくつかは、すでにスウェーデン社会民主主義で目指されていた路線であることが確認できよう。ただし、現在の両国の方向性は単純な収斂を意味するわけでもない（宮本 2013, 51-52）。

- Ebenstein, L. 2001. *Friedrich Hayek*, St. Martin's Press. (『フリードリヒ・ハイエク』田総恵子訳, 春秋社, 2012年.)
- Fujita, Nanako. 2014. Historical Evolution of Welfare Policy Ideas: The Scandinavian Perspective, Magara, H.(ed.)2014. *Economic Crises and Policy Regimes: The Dynamics of Policy Innovation and Paradigmatic Change*, Edward Elgar, forthcoming.
- Giddens, A. 1998. *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Polity Press. (『第三の道——効率と公正の新たな同盟』佐和隆光訳, 日本経済新聞社, 1999年.)
- Hayek, F. A. 1939. 「国家間連邦主義の経済的諸条件」『個人主義と経済秩序』ハイエク全集 I 3, 嘉治元郎・嘉治佐代訳, 春秋社, 2008年.
- 1944. 『隷属への道』ハイエク全集 I 別巻, 西山千明訳, 春秋社, 2008年.
- 1960. 『自由の条件』ハイエク全集 I 5-7, 気賀健三・古賀勝次郎訳, 春秋社, 2007年.
- 1973; 76; 79. 『法と立法と自由』ハイエク全集 I 8-10, 矢島鈞次ほか訳, 春秋社, 2007-2008年.
- Karier, T. 2010. *Intellectual Capital*, Cambridge University Press. (『ノーベル経済学賞の40年』小坂恵理訳, 筑摩書房, 2012年.)
- Myrdal, G. 1930 [1990]. *The Political Element in the Development of Economic Theory*, Transaction. (『経済学説と政治的要素』山田雄三・佐藤隆三訳, 春秋社, 1967年.)
- 1957. *Economic Theory and Underdeveloped Regions*, Duckworth. (『経済理論と低開発地域』小原敬士訳, 東洋経済新報社, 1959年.)
- 1960. *Beyond the Welfare State*, Yale University Press. (『福祉国家を越えて』北川一雄監訳, ダイヤモンド社, 1963年.)
- 1973. *Against the Stream*, Pantheon Books. (『反主流の経済学』加藤寛・丸尾直美訳, ダイヤモンド社, 1975年.)
- Olsen, G. M. 1992. *The Struggle for Economic Democracy in Sweden*, Avebury.
- Robbins 1937 [1972]. *Economic Planning and International Order*, Arno Press.
- 1955. Comment, in Lekachman, R. (ed.) *National Policy for Economic Welfare at Home and Abroad*, Doubleday.
- Robson, W. A. 1976. *Welfare State and Welfare Society: Illusion and Reality*, Allen & Unwin. (『福祉国家と福祉社会——幻想と現実』辻清明・星野信也訳, 東京大学出版会, 1980年.)
- Wapshott, N. 2011. *Keynes Hayek*, W. W. Norton & Co. (『ケインズかハイエクか』久保恵美子訳, 新潮社, 2012年.)
- 小峯敦 2007. 『ベヴェリアッジの経済思想——ケインズたちとの交流』昭和堂.
- 嶋津格 2004. 『ハイエクと社会福祉』塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編 2004. 『福祉の公共哲学』東京大学出版会.
- 太子堂正称 2011. 「ハイエクの福祉国家批判と理想的制度論——自由な市場秩序の前提条件」小峯敦編 2011. 『経済思想のなかの貧困・福祉——近現代の日英における「経世済民」論』ミネルヴァ書房.
- 橋本努 2012. 『ロスト近代——資本主義の新たな駆動因』弘文堂.
- 藤田菜々子 2010. 『ミュルダールの経済学——福祉国家から福祉世界へ』NTT出版.
- 2011. 「1931-33年のミュルダールとハイエク——往復書簡から見る『貨幣理論への貢献』の形成過程」『オイコノミカ』(名古屋市立大学), 48(1), 1-26.
- 松原隆一郎 2011. 『ケインズとハイエク——貨幣と市場への問い』講談社.
- 宮本太郎 2013. 『社会的包摂の政治学——自立と承認をめぐる政治対抗』ミネルヴァ書房.
- 渡辺博明 2002. 『スウェーデン福祉制度改革と政治戦略——付加年金論争における社民党の選択』法律文化社.

(2013年9月10日受領)